


20琴情答申第 1号
平成20年9月10日

琴平町長
山下正臣様

琴平町情報公開審査会
会長 都築 静



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当委員会は審議の結果、次のとおり答申する。

実施機関 琴平町総務課
諮問日 平成20年5月15日（20琴総発第44号）
事件名 平成18年4月1日以降に副町長が手書きで作成した一切の文書の非公開決定に関する件

第1 審査会の結論

琴平町総務課が、「平成18年4月1日以降に副町長が手書きで作成した一切の文書」を非公開決定（不存在）（以下「本件処分」という。）とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、平成20年2月23日付けで、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

平成18年4月1日以降に高岡勝副町長が手書きで作成した一切の文書

2 実施機関の決定

実施機関は平成20年3月3日付で、本件請求に対し、本件処分を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は本件処分を不服として、平成20年3月14日付で行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

4 口頭の意見陳述申立て

平成20年4月3日に異議申立書にある行政不服審査法第25条第1項ただし書きの規定に基づく口頭の意見陳述申立てを行った。

異議申立人による陳述内容は、第3-2（1）と同様の内容であり、異議申立人に対し、実施機関が本件処分とした理由説明を行った結果、異議申立人より異議申立ての取下げを行うとの申し出があった。

5 平成20年4月17日に異議申立ての取下げは行わないとの連絡を受ける。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、琴平町の情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」記載の非公開理由は、虚偽である。平成18年4月1日以降の約2年間の間に1枚の文書も作成していないとは考えられない。
- (3) 本件「決定通知書」記載の非公開理由は、適法に処分理由が明示されていないので、琴平町行政手続条例第8条に違反し本件処分は無効である。

第4 実施機関の説明の要旨

1 非公開決定（不存在）の理由について

副町長の職務とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第167条に基づき、

町長を補佐し、町長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督するとともに、町長の権限に属する事務のうち委任を受けたものについて執行するものとされ、また琴平町事務専決規程（琴平町昭和48年訓令第1号）より、町長の代決及び専決等について規定されていることから職員からの事務処理及び執行上の決裁、監督について事務を行うものであり、副町長が自ら決裁伺いをし、起案することはない。

庁舎内には一人一台のパソコンが設置され、文書等の作成においては活字体により統一されているため、手書き等の文書は現在、存在しない。

- 3 第3の2異議申立ての理由のうち、(3)について
条例の解釈、運用に関するものでないので、審査会では判断しないものとする。

第5 審査会の判断の理由

意見陳述時に実施機関より一度、本件処分についての理由を受け了承し、取り下げを行ったにもかかわらず、それを撤回し、異議申立書を提出するという申立人の不可解な行為に関して、審議することは難しい。しかし、客観的に実施機関が説明する副町長の職務において手書きで作成された文書は、存在しないと思われる。

よって、実施機関が本件請求の行政文書が存在しないとして非公開とした本件処分は妥当であると判断される。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------|
| ① 平成20年5月15日 | 諮問の受理 |
| ② 同年8月5日 | 審議 |